

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 森 誠一

1 日 時

令和元年7月25日（木） 午後1時30分から
午後4時13分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、濱田洋、井上伸史、土居昌弘、羽野武男、藤田正道、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第52号議案のうち本委員会関係部分及び第63号議案については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
第64号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第55号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、全会一致をもって決定した。
第57号議案及び第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することにいずれも賛成多数をもって決定した。
- (3) 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の環境破壊の防止に関することについて、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
- (4) 陳情1、2及び3について、質疑を行った。
- (5) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (6) 令和元年度に策定・変更予定の県計画等について、平成30年度消費生活相談の状況と特殊詐欺への対応について及びおおいた防災アプリと防災モニター制度について、執

行部から報告を受けた。

(7) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

(8) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也

政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和元年7月25日（木）13：30～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：30～13：50

(1) 合い議案件の審査

第 55号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

第 57号議案 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

(2) 付託案件の審査

第 64号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

(3) その他

3 福祉保健部関係 13：50～15：00

(1) 合い議案件の審査

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 63号議案 医薬品の取得について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①児童虐待相談対応件数の増加と里親等委託の推進について

(4) 諸般の報告

①令和元年度に策定・変更予定の県計画等について

(5) その他

4 生活環境部関係 15：05～16：05

(1) 合い議案件の審査

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

(3) 請願処理結果の報告

請 願35-1 宇佐市の上水道水源「駅館川流域」の環境破壊の防止に関するこ
について

(4) 付託外案件の審査

陳 情 1、2 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の提出について

陳 情 3 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の提出について

(5) 県内所管事務調査のまとめ

① ジオパークの取組状況について

(6) 諸般の報告

① 平成30年度消費生活相談の状況と特殊詐欺への対応について

② おおいた防災アプリと防災モニター制度について

(7) その他

5 協議事項

16:05～16:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので御了承願います。

また、本日は、委員外議員として木田議員に出席いただいています。ここで、委員外議員に申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、総務企画委員会から合い議がありました議案3件及び陳情3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました2件のうち、まず第55号議案大分県職員定数条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

田代病院局長 初めに先般実施された県内所管事務調査の御礼を申し上げます。

委員の皆さまには、御多忙中にもかかわらず、当院の総合周産期母子医療センターと患者総合支援センターの現場や、精神医療センターの建設現場を視察していただき、ありがとうございました。

今後とも、県立病院として県民の信頼に応えられる病院となるよう努力していきますので、森委員長をはじめ、委員の皆さまには引き続き御指導、御支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、以降の説明については次長から行います。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 第55号議案大分県職員定数条例の一部改正について説明します。

議案書は22ページですが、福祉保健生活環

境委員会資料で説明します。

資料1ページ、大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤職員の定数について、上限などの必要な事項を定めているものです。

まず、1の改正理由ですが、病院局の職員定数について、新生児に対する医療的ケアに万全を期すための看護体制を確保することで、総合周産期母子医療センター内にある新生児回復病床における患者受入体制の充実を図るため、必要となる職員の定数を増員したいと考えているものです。

その背景としては、合計特殊出生率が横ばいで推移する一方で、医療技術の進歩等もあり、高齢出産が増加し、不妊治療の進歩により、医療的ケアの必要な新生児が年々増加している状況です。また、県内の分べん施設が減少している中で、県立病院の病床利用率は増加しており、大分県産婦人科医会から機能充実の要望もあるなど、総合周産期母子医療センターとしての役割はますます大きくなってきています。

このような状況を踏まえ、2の改正内容のとおり、病院局において看護師10人を増員し、現行の708人から718人となるよう条例を改正するものです。

3の体制強化(案)のとおり、看護師10人を増員することにより、現行の7対1、夜間12対1の看護配置から、常時6対1の看護配置とすることで、さらなる患者受入体制の充実を図るものです。

これにより4の増員による効果のとおり、安全安心な周産期医療の提供につながるものと考えています。

最後に5の施行期日ですが、今年10月に職員採用試験を実施するため今定例会にて改正を行い、実際に採用する令和2年4月1日を施行日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありま

せんか。

濱田委員 増やすことは結構だと思いますけれども、今いろんな場所で人手不足が叫ばれる中で、募集すれば県職ですから10人以上来るのは間違いないと思いますけれども、結果的に例えば民間の病院から異動してきたなど、そういうことが起こる可能性は多いんですよね。これは自由ですから、そういうことについて別にごうこう言うことはないんですけれども、10人というのはかなり多いですので、その辺についてはどうお考えですか。

井上病院長 委員御指摘の部分は、他施設から職員が県病に異動することによって、そこが困るようなことにはならないのかということだと思います。

確かに周産期は特有の看護が必要なところで、そういった経験がある方をたくさん採用したいところではあるんですけども、実際は県外の方や県内の新卒者などもかなり混在した採用をしているため、特に県内の医療施設から経験者をたくさん呼び寄せるとなことはなっていない。ただ、今後もそういった点に配慮して職員を採用していきたいと思っています。

濱田委員 予算を見るとおおよそ一人当たりで年間約800万円の給与になっていますよね。これは民間病院と比べてどうなのでしょう。

波多野総務経営課長 県立病院の看護師の平均給与が約600万円で、委員がおっしゃった800万円というのは、年金や社会保険なども含めて一人当たり800万円程度を見込んで予算計上しています。600万円が高いかどうかについては、基本的には人事院をはじめ他県の事例も参考にしていますので、突出して高いとは考えていません。

猿渡委員 10人を新規採用ということですけども、県職員全体の定数の枠が10人分増えるという理解でいいんですかね。それとも、どこかが減って病院が増えるということでしょうか。

それと、さきほど新卒者の採用と言われてましたが、病院内の看護師たちのバランスとして

経験者が十分にいらっしゃるのでしょうか。経験の浅い方や新卒者を採用した場合でも、十分に育っているということでもよろしいのでしょうか。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 県職員との定数の兼ね合いですが、それについては県立病院の定数の枠ということですので、県全体の枠に影響はないと思います。

採用については、他の医療機関で新生児などの経験がある方を充てたり、新卒者では助産師を目指している方を充てることなどを意識しています。やはり新採者では対応できず、熟練した方が必要になる場面もあると思うので、バランスを取り、指導できる体制を確保しながら、病院全体の職員、看護師の配置を考えていくということになると思います。また、採用試験の面接等においても、その辺りを踏まえながら採用していくことになると思います。

玉井副院長兼看護部長 補足して看護師の教育体制ですが、新生児などはかなり特殊な領域になります。育成には時間がかかりますが、現在いる看護師はベテランも多いので、しっかりと教育体制を整えてやっていきたいと思っています。

土居委員 現在22人の体制で、新生児回復病床の夜間が12対1じゃないですか。聞き漏らしたかも知れないんですけども、改正することによって夜間は何対何になるのか教えてください。

もう一つ関連して、回復病床から出て行けない環境があって病床が埋まっていくと満床の状態が続くということも考えられます。これから福祉保健部では医療的ケア児のフォローに向けて動き始めるんですが、県病から見てどういったところをどのようにして整えたら、もっと在宅での医療的ケア児の支援体制が強まるのはいいかというところがあれば教えてください。

玉井副院長兼看護部長 まず夜間体制については、12対1から常時6対1となります。今の12対1だと3人夜勤になるので、それを5人体制にしていくこととなります。

二つ目について、確かに直近3年間では特に

在院日数が長くなる子どもが多くなっているように感じます。そういう中で自宅へ帰していくのは非常に難しいですが、当院では既に小児在宅支援チームというのがあり、医師、看護師、地域連携室、社会福祉士など様々な職種が参画して、早い段階から帰すにあたっての様々な課題を浮き彫りにして、それに対応し、帰していくことができる体制づくりを行っています。

特に帰すにあたっては、県病は本来、急性期の病院ですが、退院への移行期を中心に据え、今では看護師が在宅の現場に出ています。看護師が出て、現場で地域の医療機関や訪問看護ステーションと申し送りをしてという体制を整えています。小児病棟もあるので、そういったところも活用しながら、より一層在宅ケアがしやすい体制を整えていきたいと思っています。

課題は小児に関する人材です。大分県には医師、看護師含めて、小児に対応できる人材が少ないということが大きな課題だと思っています。さきほども申し上げましたが、今は在宅の現場でやらざるを得ない状況ですので、こういった人たちを増やしていくということがとても大事だと思っています。

井上病院長 今、看護部長が小児在宅支援チームの話をしました。これは本来、急性期の基幹型病院がやるべきことではないんですけれども、こういう特殊な子どもたちを無事に自宅へ帰して、そこで安全な療養環境を整えていくためには、我々が出ていかないといけない状況があります。それを永続的なものにしていくためには、やはり地域で開業されている小児科医に参画していただきたいんですね。今は参画していただくための研修や啓蒙活動を定期的に行っています。在宅医療に関わる看護師、かかりつけである地域の小児科医の輪を広げていくということを今は地道にやっているところです。そういう意味で、特殊ですけれども、我々が先べんをつけるという形で取り組んでいます。

土居委員 県病がそういう姿勢であるので、行政側も福祉保健部でバックアップできる体制を築いていきたいと思っています。せっかくの救われた命であっても、その命の行き場がないと

いう現状があるので、しっかりと引き継いでいきたいと思っています。引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

羽野委員 診療報酬との関係は大丈夫なんではないかね、そこら辺は。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 現在、この新生児回復病床については、7対1看護の診療報酬をいただいています。今回拡充することによって、新生児関係の管理料というものを、その人員を満たせばいただけるようになるので、診療報酬としては増収になる見込みです。ただし、その分多くの人を雇うことになるため、人件費もかさむことにはなりますが、診療報酬自体は大きく増えることとなります。

猿渡委員 さきほど小児在宅医療チームや、その後の開業医に参画していただく取組などのお話がありましたが、私自身、もう昔の話ですけども、次女が小さく生まれて、しばらく入院した経験があります。やはりちょっとでも子どもと離れている期間があると、その分の時間を取り戻すまでが大変で、どうしても距離を感じてしまうことを実感しました。離れている時間が長ければ長いほど、その分親子関係を築くのには何か月もかかったりすると思うんですね。非常に大切な取組をされていると思いますが、開業医の方々もとってもお忙しかったりすると思うんですね。また、保健師の方々もいろんな業務を抱えている状況ですが、その辺の何か課題みたいなものがあれば教えていただけますか。

井上病院長 委員御指摘の点ですが、医師、看護師だけではなかなか支えられない、母親に対してのケアに関しては、これからは恐らく心理士などの力を借りないといけない時代が来ると思います。それから、もちろん精神科の先生方の力も借りないといけない。健全な精神状態を保っていただかないといけないわけですから、そういう形での厚い支援体制を構築していかなければならないと思っています。今、総合周産期センターには心理士を配置して、そういうケアをしていくのが望ましいと推奨されていますが、そのうち義務化されるんじゃないかと思っていますので、そういうことも視野に入れて対

応しています。

猿渡委員 今のところ心理士は置いていないということですか。それと、やはり子育て支援につなげていく保育士や保健師など、地域の子育て支援との連携も必要になってくるかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

井上病院長 周産期の産科部門と外部との連携ですね。助産師が子育てに対しての指導をすることなどは今もやっていますので、私が申し上げたのは医療的ケアが必要な児に対しての部分です。非常にケアの比重が重い子どもを想定していますが、比較的軽い子どもでも母親としてはやはり非常に不安な気持ちを持ちます。それは地域全体で支えないと、核家族化している今の状態では、母親だけでは耐えられないことがあります。今は外部の保健師や助産師などと様々な形で関わり合いを持っています。また、そういったつながりがないと、例えば児童虐待などのケースを生んでしまうなどのリスクもあるので、そういうリスクを早め感じて、いろんな形で介入していると思いますし、既に産科の方ではかなりアプローチしていると思っています。

玉井副院長兼看護部長 現在、臨床心理士は臨時的に来ていただいています。必要であれば、そこで対応しているところです。

また現在、退院の際には必ず行政側とも連携を図っています。退院にあわせて行政にも必ず伝えて、保健師には1か月以内に訪問していただくという体制を整えているところです。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決す

べきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について説明します。議案書は25ページからですが、福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

2ページ、まず1の制定の理由ですが、令和2年4月に施行される改正地方公務員法等により、一般職の非常勤職員が会計年度任用職員となり、その任用方法や給付について法律上整備されることなどに伴い、会計年度任用職員の報酬や期末手当等に関し、必要な事項を定め、あわせて附則により関係条例の整備を行う必要があるため、この条例の制定をお願いするものです。

次に、2の制定・改正概要についてですが、主な内容は3点です。まず一つ目が、会計年度任用職員に対して通勤に係る費用弁償や期末手当を支給するといった内容の(1)会計年度任用職員に対し支給する報酬等の支給規定の整備です。二つ目が、常勤職員の代替となる臨時的任用職員に常勤職員と同じ給料表を適用し、期末勤勉手当や退職手当などの各種手当を支給するといった内容の(2)臨時的任用職員に対し支給する給料等の規定の整備です。三つ目が引用している法令の条項の改廃に対応するなどの(3)その他規定の整備です。

これらの内容について、参考に記載のとおり、①会計年度任用職員の報酬等に関する条例を新たに制定し、附則において②から③の条例の改正を行うことで整備したいというものです。

次に、3の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正についてです。今回の改正で、会計年度任用職員のパートタイムとフルタイムそれぞれを規定し、パートタイムには期末手当及び各種手当を支給し、フルタイムには加えて退職手当を支給することとします。なお、個別の勤務労働条件等については、病院

局の関係規程の中で、今後定めていくこととなります。

最後に4の施行期日について、元号の改正に伴い改正するものについては公布日から施行し、それ以外については改正法が施行される令和2年4月1日から施行したいというものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 私は本来、必要な職員については正規職員で措置すべきと考えますので本議案には反対の立場です。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手により採決いたします。第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数であります。よって、第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に付託案件の審査に入ります。第64号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第64号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について説明します。議案書は87ページですが、福祉保健生活環境委員会資料で説

明します。

3ページ、まず1の改正理由ですが、消費税法等が改正され、令和元年10月1日から税率が引き上げられることとなったため、条例に規定する料金の改正を行うものです。

続いて、2の改正内容についてですが、今回の改正額は、税抜き額に消費税等10%分を加算したものになります。ただし、診療料、入院時食事療養費、分べん料については、消費税法第6条の規定により非課税とされていることから現行額となります。

具体的に課税対象となる項目は4ページの表ですが、網掛け項目以外の、非紹介患者加算料、特別室料、セカンドオピニオン料、生命保険等に係る医師面談料及び文書料をそれぞれ表の右端のとおり10%の消費税等を加算した額に改正するものです。

最後に3の施行期日ですが、令和元年10月1日を施行日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 消費税10%の増税には反対ですので、本議案には反対します。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手により採決します。第64号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数であります。よって、第64号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

藤田委員 さきほどの定数条例の際に聞けば良かったのかも知れませんが、採用枠、看護師を10名増やしていますが、助産師も5人増やしていますよね。採用予定数を2名から7名にと。今日の資料ではないです、ホームページを今見て確認しているので。これは助産師が5名退職予定になっているからということなんですか。

波多野総務経営課長 5名については、退職者の補充なども含めて予定をしています。今回の周産期の体制強化との関連はありません。

藤田委員 特段の理由があって5名ということではない、例年こういう形になるということでしょうか。

波多野総務経営課長 はい。例年、助産師の採用はこの時期にしていますので。

土居委員 付託案件とは全く関係ないんですが、患者総合支援センターの今の運営状況というか、困ったこととかはないのかなと思ひまして。運営面などで何か要望があったらちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

玉井副院長兼看護部長 患者総合支援センターですが、入退院支援と一緒になって一体化したところですので、よりワンストップでスムーズに診療が行われている状況です。今は始めたばかりですので、今後何らかの課題等は出てくるかと思いますが、特に現在のところはありません。

森委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようでありますので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

森委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として木田議員に出席いた

だいています。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係について執行部の説明を求めます。

二日市障害福祉課長 委員会資料の1ページ、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部に係る分を説明します。

手数料関係のうち衛生関係事務についてですが、今回の改正は消費税率の引上げに伴うもので、こころとからだの相談支援センターや保健所が診断書や証明書を交付した際に徴収する手数料の額を改定するものです。例えば、表の一番上の厚生年金診断書については、障害厚生年金の請求に添付する診断書ですが、現行の3,250円を消費税率改定分について増額し、本年10月1日から3,300円に改定するものです。以下の手数料についても同様です。

北村薬務室長 続いて、手数料関係のうち毒物劇物関係事務についてですが、同じく消費税率の引上げに伴うもので、保健所で、毒物劇物製造業又は輸入業の登録申請を受理する際に徴収する登録手数料の額を改定するものです。現行の2万600円を消費税率改定分について増額し、本年10月1日から2万700円に改定するものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 消費税増税には反対ですので、賛成できません。

井上委員 こころとからだの相談支援センターで対応されているこういった申請は、年間で何件ぐらいあるんですか。

二日市障害福祉課長 こころとからだの相談支援センターで、厚生年金、国民年金、恩給の各診断書について、昨年度の実績は全部合わせて1件でした。

井上委員 ちなみに特別な証明書というのはどうですか。

二日市障害福祉課長 特別な証明書は保健所も出すんですけれども、これは保健所とところとからだの相談支援センターを合わせても、この特別な証明書を作成した実績はありません。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 お手元の令和元年度福祉保健部予算概要の3ページ、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係について説明します。

今回の補正額は、表頭の左から2番目、予算額（A）の7月補正の欄のとおり、5億3,018万8千円です。これに既決予算1,005億4,572万8千円を加えると、予算総額は、1,010億7,591万6千円となり、これを表の右側30年度当初予算額（B）と比較すると49億7,534万7千円、率にして5.2%の増となっています。

なお、今回の補正予算に係る重点事業等については、先日の予算特別委員会で説明しましたので、本日はそれ以外の主な事業を担当課・室長から説明します。

黒田高齢者福祉課長 67ページ、一番上のいきいき高齢者地域活動推進事業費1,177万8千円です。この事業は、元気な高齢者の社会参加を促進することにより健康寿命の延伸を図るため、健康づくりや生きがいづくり等に資する活動を支援するものです。

今回の補正予算では、三つ目の二重マルのとおり、地域の高齢者団体が行う健康寿命延伸や高齢者の生きがいづくり等に資する活動を公募し、事業立ち上げ経費の一部を助成するもので

す。

藤丸こども・家庭支援課長 99ページ、一番上の里親リクルート対策事業費647万1千円です。この事業は、児童が心身共に健やかに成長できるよう、より家庭的な環境における養育を推進するため、里親の登録数増加に向けたリクルート活動等を行うものです。

今回の補正予算では、一つ目の二重マルのとおり、社会的養護が必要な児童に対する家庭的な環境の下での養育を推進するため、ファミリーホームの整備に要する経費に対し助成します。

二日市障害福祉課長 108ページ、一番下の親なきあと支援体制構築事業費476万3千円です。この事業は、障がい者の親なきあとを見据え、障がい者が引き続き地域で生活していきける体制づくりを支援するものです。

具体的には、一つ目の二重マルのとおり、地域全体で支えるサービス提供体制づくりとして、地域生活支援拠点等整備を促進するため、市町村にアドバイザーの派遣を行うとともに、二つ目の二重マルの親なきあと相談員を養成するため、相談支援専門員への専門研修等を実施します。

瀧野障害者社会参加推進室長 111ページ、上から2番目のICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業費743万円です。この事業は、在宅の障がい者や難病患者がその能力や特性に応じて活躍できる社会を実現するため、ICTを活用して在宅で就労できる支援体制を構築するものです。

具体的には、一つ目の二重マルの在宅就労支援体制の構築において、県内企業を対象とした在宅就労促進セミナーの開催等による普及・啓発を図るとともに、在宅就労希望者を対象とした情報通信技術のスキルアップ研修の実施や企業等と在宅就労希望者とのマッチングシステムの構築を行う団体を支援します。また、二つ目の二重マルの在宅就労支援体制の構築に係る検討会の開催では、当該事業の実施内容の検討及び実施結果の評価・検証を行います。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありま

せんか。

藤田委員 今説明があったものではないんですが、65ページの外国人介護人材確保対策事業費ですね。これは技能実習生、一部特定技能の外国人を対象とした事業になっているんですが、商工観光労働部の際にも言いましたが、そういう技能実習や特定技能でなくても、例えば短期大学や専門学校で医療、介護、福祉を学ぶ留学生は、そのまま資格を取れば別のビザで国内就労ができるジャンルもあるわけじゃないですか。多分看護師や保育士、若しくは介護福祉士の留学生などはいるんじゃないかと思うんですが、そういった留学生の把握とか県内就職に向けた取組というのは何か取り組まれているんでしょうか。

黒田高齢者福祉課長 御質問いただいた留学生ですが、私どもが把握している限りで数名いらっしゃいます。また、外国人ということではないですが、養成施設に通われている学生を対象に、修学資金の貸付制度を実施しているところです。これは日本人に限定したものではありませんので、外国人の方も対象としています。

藤田委員 大分・カンボジア協会というところで10年近く活動しているんですが、カンボジアに中学校を建てて、そこで日本語教室をずっと続けていて、そこを卒業したお子さんが高校を出て大学に入るという時期になっているんですね。やはり彼ら彼女らとしては、せっかく日本語を学んだので、日本とカンボジアの架け橋になりたいと思っています。日本で医療や介護、それから保育の分野で資格を取って働きたい、そしていずれは母国に戻って、母国でそういう分野を牽引していきたいという思いを持っている子もいるので、そういう意味では貸付制度や奨学制度とかで対象になるものもあるということなんですね。

黒田高齢者福祉課長 そういった我が国に来て活躍したいという学生がたくさんいらっしゃるということで、私どももそういった方々が、在留資格で来ていただければありがたいです。介護士であれば、在留期限もありませんし、御家族の方も一緒に来ていただけるという利点もあ

るので、そういった方がたくさんいらっしゃる大変ありがたいと思っています。今回、そういった留学生の方も含めて、予算計上していますが、受入推進協議会ということで、関係者の方々にお集まりいただき、受入れにあたっての様々な課題等を整理して、その対応策を考えていきたいと思っています。その中で、留学生の方への支援というところも、貸付制度以外でも何か必要なことがあれば、前向きに検討していきたいと思っています。

濱田副委員長 67ページの一番上、いきいき高齢者地域活動推進事業費についてです。私も九重の老人クラブや連合会の総会等に全部出席しますけれども、年々、加入者が減ってきており、新しい方、若い方の入会が非常に少ないので、いろんなことが危惧されています。

例えば昨年と今年を比較した減少率ですね。県内でどのくらい減っているのか。また、団体で減った、あるいはもう活動をやめたといったことを把握していたら教えてください。

黒田高齢者福祉課長 老人クラブの加入率ですが、30年度末時点で、会員数は全体で6万3,151人、加入率は14.2%です。

減少率については、今は経年的な資料を持ち合わせていませんが、平成11年度末、20年ぐらい前になりますが、その際の加入率が36%ですので、右肩下がりという状況かなと思います。

御指摘いただいたように、高齢化も進んでいて、老人クラブの活動自体に御負担を感じる方もいらっしゃるということで、なかなか存続が難しいという声は聞いています。そうした状況ですので、事業概要欄の一番下の二重丸ですが、市町村老人クラブ連合会体制強化促進事業費補助ということで予算計上しています。これは老人クラブに入っている事務負担等があってもなかなか引き継ぐ人材がないということで、休止とか解散とかになるクラブが多いことから、そこに活動推進員を設置する費用を助成することを考えており、事務局体制を強化することで、老人クラブの存続を支援していきたいと思っています。

羽野委員 67ページ、マル特のパワフルシニア活動応援事業費補助ですが、何団体ぐらいの支援を想定しているのかということが1点。もう一つは、補助率と上限があるのか。補助のスキームが市町村経由じゃないような感じなんですけども、振興局が対応しているのか、そこら辺を含めてお願いします。

黒田高齢者福祉課長 パワフルシニア活動応援事業費補助は、大分県老人クラブ連合会への委託を考えています。この補助金自体は上限50万円としていますが、広域的に活動するため費用がかかるというところについては、100万円まで補助が可能となっています。積算段階では、20団体を想定して予算計上しています。

羽野委員 金額が中途半端になっていますが、細かく積み上げた結果がこの金額になっているということなんですかね。

黒田高齢者福祉課長 この事業は、高齢者の団体を対象に公募して、活動状況等を審査して選ぶという方式を考えており、その審査会の開催に係る事務費も計上しているため半端な数字となっています。

猿渡委員 108ページの障がい者自立支援給付費県負担金に関連するのかなと思いますが、一般質問で、放課後等デイサービスなどの人材不足の問題を取り上げました。その際の答弁が、障がい児・者の関係団体や県主催の各会議などにおいて、人材不足についての特段の声は伺っていないというものでした。それを私、SNSで、こういう質問をしたらこういう答弁がありましたということをアップしました。そうしたら、当事者の方、障がいのある方や関係者の方からたくさん意見がありました。オープンの場合であつたりそうでない場でもありましたが、プリントをしたら4ページにもなったんですけども、いろんな意見が寄せられました。

全部を読み上げることはできませんが、慢性的な人手不足が本当に深刻だ。障がい福祉の分野は何年も前から悩まされている。障がい者の皆さん、体調だとか、台風があつたりいろんな天候の関係とかで毎日通うというのはなかなか難しいですよ。そういう中で、日割単価にな

ったので、人材確保が十分できない。人件費が不安定になっているとか、待遇が良くないために人材確保が大変だというような意見。もっと現場の声を聞いてほしい、現場の状況を見てもらいたいです。声が上がらないのは、現場を支えることで手一杯だからではないでしょうかというような声もありました。

また、これは在宅の重度障がいをお持ちの方の声なんですけれども、このままでは在宅で生活を送ることができなくなるという不安を抱えている。人材募集・育成などの独自の取組を、障がい当事者、関係者などと協議してもらい機会を県としてぜひ作ってもらいたい。あるいはヘルパーを募集しても来ないので、自立したくてもできない人がたくさんいて、重度障がい者の方たち、御本人たちみんなでポスティングもしていると。本当に深刻な声がたくさん聞こえてきました。放課後等デイサービスなどの保護者の方からの希望が多くてニーズが増えているんだけど、受皿となる施設が大分市では不足している。

そのほか、この方は支援している側の方ですけども、20代、30代の大人の方の支援もしているけれども、子どものときから支援されていたらと思う方がたくさんいる。自己肯定感が低くて、それがマイナス方向に働いてしまうようなこともあって、やっぱりその必要性を非常に感じているとか、本当にいろんな意見ももらったんですね。

ですから、本当にこういう認識なのか、そういう声を聞いてないとおっしゃるのか。聞いてない、本当に聞いてないとすれば、本会議での答弁ですから、そうであれば私は大変な認識不足だと思うんですよ。そういう実態をつかんでいないことが大変な問題だと私は思います。ぜひそういう現場の生の声を聞いて、実態をつかんでいただいて、現場も見ていただいてね。現場の方たちは本当に忙しくて毎日を回していくのがやつの状況なので、声を上げる暇もないんだと。今はいろんなやりとりもメールなので、電話でちょっと聞いてもらおうとかそういうこともなかなかなくてということもおっしゃって

ました。ぜひそういう機会も作ってほしいし、実態をしっかりとつかんで対応していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

二日市障害福祉課長 事業所によってはヘルパーさんを募集してもなかなか来ないというのは、それはいろんな業界、広く福祉全体とか、あるいは福祉じゃなくて、様々な業界団体でも人材不足感は当然あると思います。

本会議で部長から答弁しましたが、私どもも各団体や政党など様々な団体から毎年、要望をいただいていますし、直接いろんな御意見をお聞きする場を何度も設けています。その中では、今までのところ、人材不足がうんぬんというのは頂戴していなかったということを申し上げただけで、個々に問題が全くないかと聞かれますと、それは当然、事業所さんによってはあろうかと思えます。答弁でも申し上げたかとは思いますが、まず働く人たちの待遇を改善することが必要なので、今年度は細かく県内6か所で処遇改善の説明をして、ちゃんと処遇改善加算を取るよにといった個別相談も受け付けています。

ヘルパーさんや障がい者の方御本人が困っているということであれば窓口は市町村ですが、もちろん私どもでも、なかなか市町村で話がかからないということであれば御相談も受けていますし、その都度こういうシフトを組んだら、ほかの事業所と組み合わせたらどうでしょうかなどのアドバイスを市町村からもしています。もちろん、できることは何でも対応したいと考えています。

猿渡委員 人材不足について特段の声は伺っていないという答弁をされたその認識に対して、現場の方々、当事者の方々から、本当に不満の声が上がっているということを強く申し上げておきたいと思うんですね。やはりそこにもっと寄り添う姿勢を示していかないと。こういう答弁をされると、もう声を上げても分かってくれないと、これまでどれだけ声を上げてきたのかという声もあるんですね。やっぱりそういう声を真摯に受け止めて、現場に寄り添って、現場を見ていただいて、信頼を回復するようにしてい

ただきたいと思うんですね。現場からもそういう声を上げるのが足りなかったのかなという、もっと声を上げていこうという方もいらっしゃるんですけど、ぜひ今後その点よろしく願いいたします。部長、いかがですかね。

廣瀬福祉保健部長 いろいろ実態をよく把握しながら、しっかり意見を聞きながらということは確かに必要だと思います。いろんな関係団体の方々がいらっしゃいますので、そういった方々とお話をさせていただきながら実態把握に努めていきたいと思っています。

吉村委員 67ページのいきいき高齢者地域活動推進事業費の件です。羽野委員からも質問があったので少し重複するとは思いますが、このパワフルシニア活動応援事業費補助については、立ち上げのみ補助をして、その後の活動に関してはその下の老人クラブ助成事業費で、助成できる分については助成をしていくというような意味合いでよろしいですか。

黒田高齢者福祉課長 パワフルシニアについては、おっしゃるとおり立ち上げに関わる支援です。なお、こちらは老人クラブの活動に限定したものではありません。

御指摘の老人クラブ助成事業費については、老人クラブの活動に対する支援というところで、活動に係る費用を助成するものです。

吉村委員 委員会で県内調査に行った際、日田で非常に元気のあるパワフルな高齢者の皆さんにお会いしてきましたんですけども、非常にすばらしい取組だなと思いました。そのときに感じたのが、立ち上げもそうなんですけども、やっぱり引っ張っていくリーダーの育成というのが非常に大事だなと。それは行政側とかじゃなくて、その輪の中に入って、その人たちと同じ目線で引っ張っていく担い手が非常に大事だなということを痛感しましたし、実際の現場の皆さまの声としても、やっぱりあの人が引っ張ってくれるから、この人が声をかけてくれるから集まれるんだという御意見をたくさん頂戴しました。ぜひそういった現場のリーダーづくりという部分にも目を向けていただくとありがたいなというのが1点です。

また、県の西部とか、南部、豊肥など、特に高齢化が進んでいる地域の方がむしろこういった問題に関しては先進地という考え方もできるのかなど。やはりそういった地域で、高齢者の方が元気に生活する、そういった取組がなされていると思いますので、そういった事例を取り上げる機会、そしてそれを広げる機会も持っていただけるといいのかなど。それこそ日田で聞いたときには、今からの課題は近所が遠過ぎるんですと。地域によっては、隣の家まで2、3キロあるようなところもある。そういったところで、地域で集まるといっても集まれない。でも地域で集まらないとやっていけないというような部分を、どうしていけばいいのか頭を抱えていますと担当の職員もおっしゃっていました。それがそのまま大分市に当てはまるとは思っていないんですが、やはりそういった地域の方が、こういった問題に関しては先進的な取組もされていると思うので、現場でのリーダーづくりや先進的な取組事例をもっと広げていくような部分にもぜひ力を入れていただければありがたいなと思っています。

黒田高齢者福祉課長 御指摘ありがとうございます。確かに地域のリーダーについては、正に御指摘のとおりかと思えます。今、介護保険制度の中で、生活支援コーディネーターというのを各市町村に配置しており、地域ぐるみの活動ができるようコーディネートする取組を進めています。そういったところも通じて、リーダーの育成、リーダーになり得る方が少しでも増え、円滑に活動が進められるような支援をしていきたいと思っています。また、好事例もしっかり皆さんに共有する場を設けていきます。

土居委員 110ページ、医療的ケア児支援体制構築事業費です。

二日市課長には、医療的ケア児親の会の総会に来ていただきありがとうございました。そこでもやっぱり思ったんですけれども、やはり地域で見続けるというのはとても大変で、いろんなストレスを抱えられているなと感じました。予特でも答弁をいただきましたが、大分市や別府市では医療型の短期入所施設がないところも

あるので、レスパイトケアができていないんですね。ここをどうするのかということで、今からコーディネーターを養成していくと思いますが、例えば福岡県では、コーディネーター育成事業もやっていますが、訪問型のレスパイトケア事業とあって、市町村の訪問看護ステーションを活用して、訪問看護でちょっと休んでもらおうよという取組などを始めるようです。このように出ていってというような体制も築いていただきたいなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

二日市障害福祉課長 理想としてはそこまでを考えていますが、医療的ケア児ともなりますと、訪問する看護師もかなりの訓練や準備が必要になります。やはりある程度の設備がある医療機関などでのレスパイトケアが第一歩かなど。幸い、地域的にはまだ大分、別府なんですけれども、短期入所をもっと増やしてもいいなという声もお聞きしたりしていますので、そこから始めて、できれば訪問看護なども検討していきたいと思っています。

廣瀬福祉保健部長 十分分かっています。県立病院でもやってますので。

土居委員 その県立病院では、今回、新生児回復病床で職員を増やして取り組むんですけれども、そこから先というところで、県病が在宅の支援チームをつくって支援しているということです。そこもしっかりと連携をお願いします。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第63号議案医薬品の取得について、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 委員会資料の2ページ、第63号議案医薬品の取得について説明します。

国では、新型インフルエンザが発生した場合に備えて、人口の25%が罹患するとの想定のもと、治療などに必要な抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しています。備蓄薬はタミフルカプセル、タミフルドライシロップ、リレンザ、イナビル、ラピアクタの5剤について、それぞれ備蓄目標量を定めており、合計4,500万人分としています。この医薬品を、流通備蓄分、国、都道府県でそれぞれ目標数量を定めて備蓄しています。このうち、大分県の備蓄目標量は、平成25年度の25万400人分から、流通備蓄の増加などの備蓄方針の改正により、現在16万1,100人分に変更されています。

今年度、この備蓄薬のうち、タミフルカプセル12万2千人分が使用期限の経過により廃棄となるため、タミフルカプセルの備蓄目標としている4万3,500人分を購入するものです。また、リレンザは7,700人分が廃棄となりますが、目標量を充足していますので、目標量に達していないイナビルについて3万6,400人分を購入し、県の備蓄目標の16万1,100人分の抗インフルエンザウイルス薬を確保するものです。

今回は購入する2剤のうち、タミフルカプセルの取得額が7千万円以上となるため、大分県県有財産条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありますか。

藤田委員 これは毎回、消費期限が来たものは捨てないといけないのですか。例えば、災害用の食料備蓄とかでは使い回しをしながら、購入して期限切れになる前のものはちゃんと使用して補充をしていくというような仕組みがありますが、この医薬品に関してはそういう枠組みとかがないのですか。

藤内健康づくり支援課長 現在、タミフルは使用期限が10年と定められています。今回廃棄される12万2千人分は平成21年度に購入したものです。委員御指摘のように、期限が切れる前に流通させて何とか使えば無駄にならない

んじゃないかという意見は、この備蓄計画を始めた当時からありました。

実は、今回備蓄しているタミフルは、通常流通しているタミフルと包装自体が異なります。通常は水色のパッケージですが、このタミフルは赤色のパッケージでして、製薬会社から購入する際も行政備蓄用にとということで、通常流通するタミフルよりも安価で特別に購入しています。つまり、通常流通するタミフルとは異なる経路で購入しているため、期限前に放出して有効に使うということができない状況にあります。そこは我々もちょっとつらいなと考えているんですが、それも実際に起こったときの保険のためと思い、この備蓄計画をしっかりと遂行したいと考えています。

藤田委員 何か食品ロスではないですけども、世界中の買えないような国に寄附はできないのかなと思っちゃいますね。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。福祉保健部関係では、児童虐待相談対応件数の増加と里親等委託の推進について、説明をお願いします。

廣瀬福祉保健部長 まず、私から御礼を申し上げます。

委員の皆さまには、6月3日から6月27日にかけて、計7日間にわたり、福祉保健部所管の県地方機関や福祉施設等を調査いただき、貴重な御意見、御指導を賜り、ありがとうございました。

当部としては、各委員の御意見等を率直に受

け止めるとともに、福祉施設等の方々のお話もよく伺いながら、一層連携を密にして、保健・医療・福祉行政を進めてまいる所存ですので、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いいたします。

さて、本日は調査の中で委員から特に御意見、御質問をいただいた児童虐待相談対応件数の増加と里親等委託の推進について、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

藤丸こども・家庭支援課長 委員会資料の3ページ、児童虐待相談対応件数の増加と里親等委託の推進について説明します。

まず、1児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移についてです。虐待相談対応件数は、全国的に増加の一途をたどり、本県も同じように増え続けています。右側に参考として、平成30年度の児童虐待相談対応件数1,735件の内訳を記載しています。心理的虐待が全体の49%を占めて最も多く、次いで身体的虐待31%、ネグレクト18%、性的虐待2%の順でした。

このように増え続ける児童虐待に確実に対応するため、2児童相談所の体制強化の(1)配置職員数の推移のとおり、平成23年の別府市の児童虐待死亡事件以降、児童相談所の体制強化のため児童福祉司は平成23年の26人から平成31年4月には35人に、同じく児童心理司は9人から17人に、一時保護所の職員は10人から12人に、計45人から64人とし、合計で19人を増員しました。

また(2)その他の主な体制強化として、①警察OBの配置については、平成28年度から中央児相へ再任用警察OBを一人配置し、警察との連携を強化しました。②常勤看護師の配置については、平成28年度から中央児相に常勤看護師を一人配置し、治療が必要な一時保護児童の増加に対応しています。③非常勤弁護士の配置については、平成29年度から非常勤弁護士を配置し、さらに今年度は非常勤弁護士の配置日数を倍増し、法的対応力を強化しているところです。

次に4ページ、3虐待が児童へ与える影響と

必要な対応についてです。まず(1)虐待の影響ですが、虐待は児童に外傷や栄養障害などの身体的影響を与えるだけでなく、落ち着いて学習することができない環境で生活することなどによる知的発達面への影響や、親との基本的な信頼関係が築けなかったことにより対人関係の問題や粗暴な行動の問題を生じさせる心理的影響など、心身に深刻な影響を与えます。こうした児童にとって必要な対応は、(2)のとおり、安心感を持てる環境の中で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自尊心を取り戻していけるように支援することです。

こうした中、4里親等委託率の推移のとおり、本県では、家庭で養育できない児童を里親やファミリーホームで養育する里親等委託にこれまで全国に先駆けて取り組んできました。グラフは大分県と全国の里親委託率の推移を表したもので、大分県は全国を上回る状態が続いています。グラフの下に記載したとおり、本年3月末現在、県内には501人の児童が代替養育により里親や児童養護施設などで養育されており、そのうちの166名、率にして33.1%の児童が里親・ファミリーホームで養育されています。

5里親等委託の推進について、まず(1)背景ですが、平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が新たに明記され、児童を家庭において養育することが困難又は適当でない場合は、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、国や地方公共団体は必要な措置を講じなければならないとされました。そのため、里親等委託をさらに推進していくことが必要ですが、推進する上での主な課題は、①新規里親の確保、②虐待の影響等による養育が難しい児童の増加です。そのため、(3)主な対策として、①里親リクルート活動では、新規里親の確保のための対策として、里親募集説明会を全市町村で実施したり、出前講座などを開催しています。平成30年度には新たに18組を里親登録し、平成31年3月31日現在、県内の里親登録数は180組、ファミリーホームは11か所となって

います。

次に、養育が難しい児童が増加していることへの対応として、児相等による研修や里親宅を訪問して行う相談活動、里親の一時的な休息のため委託児童を児童養護施設などや他の里親宅で預かるレスパイトケア事業を実施しています。また、里親の孤立や養育に関する問題の抱え込みを防止し、養育技術を向上させることなどを目的に、里親が定期的集まり情報交換する里親サロンの活動を支援しています。

引き続き、新規里親の確保を進め、児童養護施設等とも協力して里親を支援し、様々な事情により家庭で暮らせない児童に対し、より家庭に近い環境での養育を提供できるよう取り組みます。

森委員長 説明ありがとうございました。委員の皆さんから御質問等はありませんか。

猿渡委員 私も大変いい経験をさせていただきました。里親の皆さん方の心意気、皆さん本当に腹が据わってるな、すごいなと思ってお話を聞かせていただきました。その中で、里親の方々に言われたことですが、ここにいる議員や職員自身が里親をせんで、どうして里親が広がりますかと、ぐさっと鋭く言われてしまいました。やっぱり覚悟や家族の協力がなくてできないことなので、それだけ大変なことをやっていらっしゃるし、だからこそ言える言葉だなと思いました。

やはり里親というものをもっと広く知っていただく。まだまだ知られていない部分があるんじゃないかなと思うんですね。別の方が言われたのが、虐待で失われた命はいつも大きく報道されるけれども、救われた命のことももっと知ってもらいたい。こうやって救われている命がこんなにあるんだということをどうやって知ってもらえるのか悩んでいる。そこをもっとPRしてもらいたいし、報道もしてもらいたいということをおっしゃったんですね。それはとても大事なことだなと思いました。具体的に私もどうしたらいいかというのはまだ分からないんですけども、マスコミの力も借りたPRというのは非常に大事だなと思います。PR

について何かありましたらお願いします。

藤丸こども・家庭支援課長 貴重な御意見ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、私どもも今まで里親を確保するために、児童相談所にそういう職員を配置しながらやってきていますが、里親さんのおかげで、こんなに子どもたちが幸せに生活ができているといった視点は確かに大事ですよ。命が助かるというのは最低限のところですが、確かにこういったところを今まで前面に出していなかったところなので、その辺りは私どもも念頭に置いて今後やっていきたいと思います。

例えば、本年10月に里親フォーラムを予定していますが、それもどちらかというと、いかに新たに里親になっていただく方を見つけるかという視点ですが、そういった機会でも御意見いただいたようなお話を盛り込みながらPRする形を考えていきたいと思います。

猿渡委員 里親をされている方が、幸せな時間をもらっているということもおっしゃっていました。本当に大変だとは思いますが、大変さよりも本当にこんなかわいときを一緒に過ごさせてもらってということをおっしゃっていたのがとても印象に残っているので、何かその辺をPRしていくといいかなと思いました。今後ともよろしくお願いします。

伊東審議監 私は、2年前に中央児童相談所の所長をしていましたが、その当時たまたま大分県が開催県で、九州の里親が集まる推進大会がありました。その際、実際に里親宅で大人になるまでお世話になって、今しっかりと自立しているお子さんの意見発表というプログラムがあり、お二人の方に壇上に立っていただきました。とってもやんちゃな子どもだったのが、お母さんのお陰で僕はこうなりましたということをお母さんの前で堂々と胸を張って意見表明したことで、参加した皆さんはとても感激していました。そういった里親制度の素晴らしさというものを、関係者だけではなくて、広く多くの人に知ってもらう取組というのは大変重要だと思います。

森委員長 そのフォーラムというのはいつなんですか。

藤丸子ども・家庭支援課長 10月若しくは11月に開催する予定です。

森委員長 まだ予定ですね。また決まったら委員に教えてください。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

それでは、令和元年度に策定・変更予定の県計画等について、説明をお願いします。

幸福社保健企画課長 委員会資料の5ページ、大分県地域福祉基本計画（第2期）の策定について説明します。

まず、1計画策定の趣旨等についてですが、（2）計画の位置付けのとおり、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画などとして定めるものです。また、計画期間は、（3）のとおり、令和2年度から6年度までの5年間としています。

次に、2地域福祉を取り巻く現状と課題についてです。人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化などにより、地域や家族の支え合い機能が低下していることから、ともに支え合う体制づくりを進める必要があります。また、要介護認定者や認知症高齢者など、支援を要する人が増加するとともに、抱える課題も複合的になっていることから、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。

そのため、3計画の基本的事項（案）のとおり、計画の基本理念を定めた上で、地域共生を推進する体制づくりなど、三つの基本方針を計画に盛り込みたいと考えています。

次に、4計画策定の体制についてですが、大分県社会福祉審議会などで議論した上で、県議会に報告、提案したいと考えています。

最後に、5策定スケジュール（案）ですが、今後、県議会への報告やパブリックコメントなどを行い、来年3月の第1回定例会において最

終案をお示しし、完成を得たいと考えています。
御手洗子ども未来課長 委員会資料の6ページ、おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）の策定について説明します。

まず、1計画策定の趣旨等についてですが、（2）計画の位置付けの①のとおり、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、②子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画などとして定めるものです。また、計画期間は、（3）のとおり、令和2年度から6年度までの5年間としています。

次に、2現状と課題についてです。（1）未婚率の上昇などによる婚姻数の減少や晩婚化の進行、（2）合計特殊出生率は一定程度まで回復しましたが、依然出生数は減少、（3）保育所や放課後児童クラブの利用者は増加しており、また、児童虐待の相談対応件数は増加しています。これらに対する支援や環境整備、対策の強化を図る必要があります。

そのため、3計画の基本的事項（案）のとおり、目指す姿を設定し、その実現に向けて、子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくりなど、八つの柱で基本施策を計画に盛り込みます。さらに、（3）評価体系として、個別事業ごとのアウトプット指標と、総合的なアウトカム指標により進捗管理を行いたいと考えています。

次に、4計画策定の体制についてですが、県庁内の次世代育成支援対策推進会議などで案を策定し、おおいた子ども・子育て応援県民会議などの意見をいただいた上で、県議会に報告、提案したいと考えています。

最後に、5策定スケジュールですが、素案を11月頃完成させ、その後、県議会への報告やパブリックコメントなどを行い、来年3月の第1回定例会において最終案をお示しし、完成を得たいと考えています。

一丸医療政策課長 委員会資料の7ページ、大分県医療計画（医師の確保に関する事項）の策定について説明します。

1計画策定の趣旨等ですが、昨年7月の医療

法の一部改正により、都道府県の医師確保対策を推進するため、医療計画の中の医師の確保に関する事項を特出しして医師確保計画として策定するものです。（３）計画期間は、令和２年度から令和５年度までの４年間としており、

（４）計画の位置付けとしては、医療計画の一部であり、医師の確保を図るための方針、確保すべき医師数の目標、目標の達成に向けた施策で構成することとしています。

次に、３計画のポイントですが、県全体を表す三次医療圏や県内に六つある二次医療圏ごとに、医師確保の方針や、国が新たに定めた医師偏在指標により算定された二次医療圏ごとの目標医師数、そして目標医師数を達成するための施策について定めることとしています。

次に、４計画策定の体制ですが、改正医療法により医師確保計画については、県医師会、大学、公的病院や地域住民の代表者等からなる地域医療対策協議会において意見を聴くこととされており、その後、その意見を踏まえて医療計画策定協議会にて協議を行います。

最後に、５スケジュールですが、第４回定例会にて素案の概要を報告し、その後パブコメ等を経て、来年の第１回定例会で成案を報告します。

続いて、委員会資料の８ページ、大分県医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）の策定について説明します。

１計画策定の趣旨等ですが、平成３０年７月の医療法の一部改正により、地域における外来医療機能の偏在・不足等に対応するため、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加し策定するものです。

（３）計画期間は、令和２年度から令和５年度までの４年間としており、（４）計画の位置付けとしては、医療計画の一部として策定するものです。

次に、２外来医療に関する現状ですが、二次医療圏ごとに診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化すると、暫定ですが、東部・中部・豊肥・北部の４医療圏が外来医師多数区域に該当します。

次に、３外来医療計画の記載事項ですが、外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定、新規開業者等への外来医師多数区域等に関する情報提供、そして外来医療に関する協議の場の設置について定めることとしています。

次に、４外来医療計画策定の体制ですが、県医師会、大学、公的病院等からなる地域医療構想調整会議において意見を聴くこととされており、その後、その意見を踏まえて医療計画策定協議会にて協議を行います。

最後に、５スケジュールですが、第４回定例会にて素案の概要を報告し、その後パブコメ等を経て、来年の第１回定例会で成案を報告します。

藤丸こども・家庭支援課長 委員会資料の９ページ、大分県社会的養育推進計画の策定について説明します。

まず１計画策定の趣旨等ですが、この計画は平成２８年に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であることや家庭養育を優先すべきことが示されたことを受け、それを実現するための計画として、既存計画を全面的に見直すものです。計画期間は、令和２年度から令和１１年度までの１０年間とする予定です。

次に、２既存計画の概要ですが、家庭で生活することのできない子どもが、できる限り家庭的な環境の中で生活できるようにすることを目的に、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を推進し、また、里親委託等を推進することとしました。その結果、（３）数値目標のとおり、里親等委託率は目標の３３．３％に対し、平成３０年度には３３．１％に達しています。

次に、３計画策定にあたり盛り込む内容ですが、②子どもの権利擁護や③市町村の子ども家庭支援体制の構築など新たに７項目を追加し、全１０項目とする予定です。

次に、４計画策定の体制ですが、里親や施設等の代表者や有識者のほか、里親や施設で生活した経験のある方など１３名で構成する大分県社会的養育推進計画策定委員会で協議を進めていきます。

５スケジュールについては、９月議会にて骨

子、12月議会にて素案、3月議会にて成案を報告したいと考えています。

渚野障害者社会参加推進室長 委員会資料の10ページ、大分県障がい者芸術文化推進基本計画の策定について説明します。

まず、1の計画策定の趣旨等についてです。この計画は、障害者文化芸術推進法に基づいた、障がい者による芸術文化活動の推進に関する計画です。計画期間については、令和2年度から6年度までの5年間としています。

2の本県の障がい者芸術文化を取り巻く状況についてですが、(1)にあるとおり、平成28年に大分県障がい者の芸術活動支援懇談会から「障がい者の芸術活動の支援に関する提言」をいただき、①身近な地域で芸術活動を行うことのできる環境整備と②芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外へ広く紹介する仕組みの構築の必要性が課題としてあげられ、その具体的方策として、障がい者や支援者などに対する支援、芸術作品の発表の場づくり、ネットワークの構築等の必要性が示されました。また(2)にあるとおり、昨年開催された全国障害者芸術・文化祭では、国民文化祭との併催、全市町村での障がい者アート事業の実施を通じ、多くの鑑賞や発表の機会を提供するなど、障がいのある人の社会参加の契機となり、その継続した取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、3計画の基本的方向性ですが、今議会の補正予算に提案している「おおいた障がい者芸術文化支援センター」を拠点として、障がいのある人の鑑賞・創造の機会を拡大するとともに、発表の機会の確保、相談体制の強化などに取り組みます。

右側4の計画策定の体制については、今後、大分県障がい者芸術推進会議を立ち上げ、当県の実情を踏まえた計画を策定したいと考えています。

最後に、5のスケジュールについてですが、12月には素案を、3月には成案を報告したいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

猿渡委員 二つですが、おおいた子ども・子育て応援県民会議というのは、どういう方々がメンバーなんでしょうか。それと、どの計画もパブリックコメントを行うようですが、パブリックコメントって実際はどのくらいの意見があるんですかね。なかなか広く知られていなかったり、この期間内という制約でやるわけですが、その辺はどうでしょうか。パブコメについては共通する課題かと思いますがお願いします。

御手洗子ども未来課長 おおいた子ども・子育て応援県民会議のメンバーですが、委員30人で構成しており、年に3回様々な議論をしています。今年度は特にこのプランの策定についての議論を進めています。

30人の内訳ですが、学識経験者、大学教授のほか、福祉保健の関係では臨床心理士や民生委員、それから医療関係、養護施設、保育園、ファミリーホームなど多岐にわたる関係者がいらっしゃいます。あと企業の協力もいろいろと必要ですので、経済界からも参画してもらっています。このほかにも、自治会や学生、公募委員にも参加してもらい議論しています。

幸福社保健企画課長 私からは地域福祉ですが、一般的なパブコメも含めてお答えします。

幅広い御意見を伺うということで、まず例えば当課であれば社会福祉審議会というのがあります。障がい、精神、そういった団体の方々にお集まりいただき、専門的な会議をやっていたくというのがあります。また、地域の声をという観点では、地域福祉座談会ということで、市町村や社協、あるいは地域で活動されていらっしゃる方々の御意見も拝聴するようにしています。

パブリックコメントについては、そういうところではなかなか拾えない声もありますので、基本的にはホームページや広報誌などを通じて周知し、より多くの声を拾うことができるように取り組んでいるところです。

なお、さきほど御質問いただいた何件かという点については資料を持ち合わせていませんので後ほどお答えします。

廣瀬福祉保健部長 一般的な話になって恐縮ですが、私は以前、医療政策課にいた際に医療計画を作ったんですが、やっぱり十数件、いろんな方からの意見がありました。ホームページに載せて行いますが、一般の方のほか、専門のドクターや看護師とかも見て、この辺はどうかという意見であったり、この辺はこう変えてほしいという意見もいただきました。

計画によるという言い方は悪いですが、要はやり方次第だと思うんです。各計画もそれぞれいろんな協議会や審議会などを通してやるんですけども、そこに関わる関係団体の方へ周知をしていただいてパブコメをお願いするとか、審議会等に参画している代表の方だけの意見を聞くのではなくて、そういった団体の皆さんにも周知していただいて、意見を出していただく、そういった手続もやっているところです。

ホームページが基本ですけども、各審議会や協議会を通じた形、あるいは患者家族の会などがある団体もあるため、そういったところは個別に意見はありませんかといったこともやっています。

県庁にはたくさんの計画がありますので、それぞれ濃淡はあると思いますが、私の感覚だとおおむね10件から20件くらいはあると思います。全く意見がないという計画もあるみたいですが、それはアプローチの仕方次第かなと思うところもあります。

猿渡委員 関係団体を通じて、その団体の構成員なり関係者の皆さんに、この期間にパブコメをやってるから、ホームページから見て意見を出してねと声をかけてもらうとか、周知について努力することでいろんな意見が得られるかなと思いますので、ぜひ努力をしてください。

廣瀬福祉保健部長 できるだけ広く意見をいただく中で、やはり私どもにも足りない部分はあると思います。また、いただいた御意見に対して、今回の計画ではこのように考えていますよと説明することもあります。そういったやり取りもパブコメには必要なことですので、できるだけ広く行き渡るような形で引き続き取り組んでいきたいと思っています。

土居委員 まず地域福祉基本計画からですが、2の地域福祉を取り巻く現状と課題ということで、(1)から(4)まであげられていますが(3)及び(4)の関連で、生活環境部では昨年度、再犯防止推進計画というのを策定して取り組んでいるんです。社会の変化というか福祉ニーズの増加というところで、再犯率については、特に障がいのある方々の再犯率が高いという残念な結果もあるし、薬物依存もあります。また、社会とのつながりが途切れてしまっているところをどのようにつながりを持たせるかとかいうこともあると思うので、さきほど部長が、県には計画がたくさんあると言っていましたが、それぞれの連携がとっても重要だと思うので、その辺も含めて再度検討をお願いしたいと思います。

それから、医療計画のうち、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について。これは外来医療ですから、訪問診療や往診は入らないんですかね。これからの地域包括ケアを考えると、やはり訪問診療や往診がとても重要になるので、ここの事項も考えた方がいいんじゃないかなと思いますが、その辺について伺います。

幸福社保健企画課長 再犯防止の関係について、現計画の中でも、大分県の地域生活定着支援センターの部分でカバーしていますので、生活環境部の計画との整合性とか方向性も含めたところで、また検討していきたいと思います。

一丸医療政策課長 この外来医療計画については、外来でするので診療所が主になります。あと、最近の傾向として、都市部のいわゆる人口の多いところに新規に診療所を開設する機会が増えていますが、そういった新規開業する方に外来医師多数区域等に関する情報を提供します。当然に強制力というのはありませんが、そういう情報をお伝えして、その上で必要な場合には、今、委員がおっしゃったような、例えば初期診療、初期救急や在宅医療を担っていただくとか、あるいは学校医とか公衆衛生の部門を担っていただくなど、そういったことを新規参入される方にお願ひしていこうかというお話になってき

ていますので、もちろんそういう在宅を支える機能というのも含めて話になってくると思います。

土居委員 せっかく再犯防止推進計画を作ったので、その支援センターだけではなくて、もっと広がりを見せて、地域福祉基本計画に反映していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

それから、医療で特に在宅医療に関することなんですけども、話はちょっと変わるんですが、今年には在宅医療で看取りまで考えた地域セミナーをやるということを知っていますが、その内容についてお知らせください。

一丸医療政策課長 五つの市でやる予定になっています。どういう内容にするかというのは、これからその市と協議していきますが、主な内容としては、人生会議、アドバンス・ケア・プランニングですね。いよいよ人生の最終期における医療をどう考えるか。それをテーマにして組み立てていこうかなと思っています。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようでありますので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

森委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として木田議員に出席いただいております。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係について執

行部の説明を求めます。

安藤生活環境企画課長 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係分について説明します。

それでは、福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。なお、議案書は35ページをお願いします。

今回の改正は、本年10月から消費税法の改正により消費税率が8%から10%に変更されることに伴い、税率引上げ分を適切に転嫁するために必要な使用料及び手数料を改正するものです。

まず(1)の使用料については、大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室使用料及びワイヤレスマイクなどの設備使用料の改正です。

次に、(2)の手数料については、衛生関係事務の医薬品や食品検査等の衛生試験検査手数料、動物愛護管理事務の犬の引取手数料及び危険物規制関係事務、火薬類関係事務、高圧ガス関係事務、液化石油ガス関係事務のそれぞれの試験手数料の改正です。

なお、改正後の額については、資料2ページから6ページに、それぞれお示ししています。

いずれも、消費税率の引上げに合わせ、10月1日からの施行を予定しています。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 消費税増税には反対ですので、本議案には賛成できません。

森委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより、さきほど審査した福祉保健部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

森委員長 御異議があるので、挙手により採決

します。第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

森委員長 賛成多数であります。よって、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に付託案件の審査に入ります。第52号議案大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

宮迫生活環境部長 第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係について説明します。お手元の令和元年度生活環境部予算概要の1ページをお開き願います。

まず、令和元年度生活環境部補正予算（一般会計）の概要ですが、I予算のポイント、各施策の基本方針を御覧ください。

補正予算において、まず安心分野では五つの項目について取り組みます。一つ目、おおいたうつくし作戦の推進。二つ目、安全・安心を実感できる暮らしの確立。三つ目、地域社会の再構築。四つ目、多様な県民活動の推進。五つ目、災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化です。

右側の活力分野では、男女が共に支える社会づくりの推進に取り組みます。

次の2ページでは、当部の主要な事業を、令和元年度県政推進指針の体系で示しています。なお、事業名の前にある特については、おおいた創生加速前進枠事業です。当部では、補正予算において、体系図のとおり11事業について計上しています。

次に3ページですが、今回お願いしている生活環境部の7月補正予算額は、表の左から2列目予算額（A）欄の上から3番目のとおり4億9,622万3千円です。これにその上の既決

予算額117億8,558万9千円を加えた総額は122億8,181万2千円です。これを同じ行の右から3列目の30年度当初予算額（B）欄にある114億1,308万2千円と比較すると8億6,873万円、率にして7.6%の増となります。

増額となった主な要因は、災害パッケージ関連事業として、大分県災害被災者住宅再建支援事業費や地震・津波等防災・減災対策推進事業費など、防災・減災対策関連予算の増によるものです。

個別の事業については、予算特別委員会で説明した主要な事業と重複しますので、説明は省略します。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

藤田委員 46ページの私立専修学校情報発信促進事業費、これは新規ですよ。専修学校と高校をつなぐ、このオープンキャンパス等への助成というのが新たに設けられています。ありがとうございます。

今、人手不足対策として、技能実習生や特定技能がかなり注目をされていますが、それとは別に留学生ですね。大学、短大、専修学校の留学生を県内就職につないでいたり、あるいは大学の場合は企画振興部で起業支援や県内就職支援をやっているんですが、この専修学校の留学生ですね。

今年は大分経理専門学校にも20数名、国際受入れという形で留学生が入ってきていますし、これからまだまだ増えてくると思うんですね。自動車整備の関係では大原専門学校にも入ってきています。そういう方々を大分の企業につなぐ、あるいは起業につなぐという方策をぜひ検討していただきたいんですが、何かお考えがあればお伺いします。

森私学振興・青少年課長 起業と就職という二つの観点で御質問をいただきました。

就職に関しては、ガイダンスにおいて、卒業する高校生を専修学校に結び付けるだけではなく、正に企業、会社の方々もお招きしてのマッ

チングということも試みているので、そういうところでも手厚くやっていきたいと考えています。

起業については、具体的な取組というのはまだ把握していませんが、今後そういった団体とも協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤田委員 さきほどの福祉保健部の審査でもあったんですが、やっぱりこの専修学校で国家資格を取ると、技能実習とは別枠で就労ビザも取れるし、家族も呼んできて一緒に生活もできるので、将来に向けて地場の企業を支えるという観点ではこちらの方が有効だなという気がしています。ぜひそういう意味では、そういう取組を行っている専修学校への支援もよろしくお願いいたします。

猿渡委員 今のページの続きで47ページに奨学金などのことがあります。いろいろな制度があるかと思いますが、その周知をどのようにしているのか。入学が決まったものの、できれば公立に行きたいと思っていたのにという方も実際は多いと思うんですね。急にお金が必要になる状況もあると思いますが、例えば入学式などでお知らせをしているのか。できるだけ幅広くお知らせして、早く手続きができることが必要だと思いますが、その点どのようにされているのか。

もう一つ、違う問題ですが、県内所管事務調査でおおいた動物愛護センターを見せていただきました。ボランティアでいろんな方々が熱心に犬、猫の里親を一生懸命探して、県外まで連れていくなど、本当に熱心に取り組んでいらっしゃる方がいます。それに対する支援はないということを所管事務調査の際にお聞きしたんですけども、例えばガソリン代など何らかの支援があってもいいんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。とってもしっかりにやられている方は本当に仕事をしながらその合間を見て、例えば岡山県に猫を引き取ってくれる人がいるから連れていったりとか、そういうことをされて方もいらっしゃると思いますので、その点どうなのか。

森私学振興・青少年課長 47ページの下から三つの事業については、パンフレットで幅広く周知をしていますし、各私立高校についても、生徒確保という観点から、エリアの中学校に対してそういった情報提供をしていると伺っています。

また就学支援金についても、例えば所得など、支援の対象となるような生徒の情報が把握できた場合は、全ての保護者に対して申請漏れがないかという確認も学校と協力してやっているところです。全てを網羅できているわけではありませんが、そういった形なるべく保護者の皆さんに情報提供するというので、申請漏れがないような工夫も引き続きやっていきたいと思っております。

榎山食品・生活衛生課長 おおいた動物愛護センターとボランティアとの協働についてお答えします。

確かに、ボランティアに対する予算立てはないですが、今、動物愛護センターの中でボランティアの皆さんが快適にいろんな作業をしていただけるように、ボランティアの控室、作業室といった形で、冷暖房を完備した部屋を確保して、そこでいろいろとお手伝いをいただいているところです。

今後も、遠方に行くことなどをこちらからお願いするようなことがあれば、そういったことも考えなければいけないのかもしれませんが、今のところ、あそこの中だけの作業をボランティアでしていただいている状況なので、特段、そういった予算立てはしていないということです。

猿渡委員 私が知っている方々が団体に属しているのかどうかは私もはっきりとは存じ上げないんですが、今SNSとかで、犬、猫の里親を募集して、県外でも連れていくなど、本当に熱心に取り組まれている方がいらっしゃるのので、やっぱりガソリン代など何らかの支援を検討していただけたらありがたいと思いますがどうでしょうか。

榎山食品・生活衛生課長 NPOなどを組織して、組織的に仕事をしていただくところには、

委託事業としていろんなことをお願いできると考えています。今、センターの中でお仕事をされている方も、ボランティアではないですが、NPOを組織したということで、我々から餌やりなどのお世話についての仕事を委託して、もちろん予算立てしてやっています。ほかにも様々な団体がいる中で、我々としてもぼっと来た個人の方にすぐ援助ということはなかなか難しいので、そういったことも勘案しながら、予算立てできれば支援はもちろんしていくところです。

宮迫生活環境部長 動物愛護センターでいわゆる預かった、連れてこられた動物を違う飼い主の方に渡すというのは、動物愛護センターの中でやっている事業で、そこにボランティアの方が入っていただいているという整理になっています。ですから、個人的にされている部分については動物愛護センターとは違う範ちゅうで考えるべきかなと思っています。動物愛護センターでは、あくまでもそこに連れてきて、どういう特性があるどういう子だよということも含めて新しい飼い主にしっかりつなぐということをしており、そういうときにボランティアとしてお手伝いをしていただいていると。

当然、そのボランティアに対してどうするかをいろいろ考えてはいるんですけども、そこは整理が必要かなと思います。

森委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

木田委員外議員 災害避難所について、防災までは総務費なんですけど、避難所に入ったら福祉保健の災害救助費に変わっているのではやこしいんですけど、ある方から避難所のマスクがインフルエンザとかの感染症を防ぐための機能として問題がないのかということを探ねられました。私もそこまで知らなかったのですが、今のマスクに問題がないのかということを確認していただきたいということなんです。

安藤生活環境企画課長 避難所における備蓄等の関係、必要な生活用品等の関係ですが、委員がおっしゃられたマスクは、N95というマス

クだと思います。（「そうそう」と言う者あり）我々としても市町村と連携しながら、どういった避難所にどういったものが必要なのかというニーズを逐次捉えながら、N95が必要だということになれば、それをしっかりと準備して対応していくように考えたいと思っています。

木田委員外議員 今のは対応してないかもしれないということなんですよ、そしたら。

安藤生活環境企画課長 現在は、通常のマスクを備蓄していますので対応はしていません。

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これより、さきほど審査しました福祉保健部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、さきの第1回定例会において採択した請願の処理の経過と結果について、執行部に報告を求めます。

芦刈環境保全課長 黄色の請願処理結果報告の1ページをお開きください。

第1回定例会で採択された請願の処理経過等について報告します。まず、請願の内容や経過等について説明します。

請願の内容ですが、駅館川の上流にある養豚場に起因する水質汚濁や悪臭の問題に関して、適切な措置や指導、助言を行うことなどを求めて、養豚場周辺の地域住民で組織する東・納持の環境を守る会から提出されました。

次に、委員会資料7ページ、1の養豚場ですが、宇佐市院内町の個人経営の養豚場で、現在、約4千頭が飼養されています。右側の宇佐市を流れる駅館川の流域図を御覧ください。この図の一番下の上流域に養豚場が位置し、その周辺に東・納持地区などの集落があります。

次に、2のこれまでの主な経過です。地域住民からの苦情を受け昨年3月に保健所、家畜保健衛生所、振興局及び宇佐市で立入調査を实

施し、排水の水質検査を行った結果、排水処理施設のばっき装置の不具合により、水質に影響を及ぼす窒素化合物が水質汚濁防止法の基準を超過していました。このため、事業者に対し改善勧告を行い、事業者は排水処理施設の改善等を実施しました。

また、昨年5月に事業者が民事調停を申し立て、今年2月まで6回調停を行いました。合意には至りませんでした。なお、県及び宇佐市は、守る会に対して定期的に説明会を開催し、水質検査結果などの監視状況を報告しています。

次に、3の排水基準違反に対する改善措置です。事業者は、改善事項として(1)の排水処理施設の改善及び増強、(2)のオガコ豚舎の新設による処理負荷量の削減措置を実施しました。

次に8ページ、4の水質検査結果についてですが、(1)の事業場排水は毎月検査を行っており、昨年3月の採水では窒素化合物について、基準値1リットル当たり600ミリグラムのところ620と基準超過がありましたが、それ以降は基準に適合しています。

(2)ですが、駅館川中下流域の環境基準点2か所でも隔月で水質検査を行っています。宇佐市上水道取水口の上流の白岩橋では、代表的な評価指標であるBOD(生物学的酸素要求量)は環境基準値の半分以下で良好な水質を維持しています。

次に、5の現在の水質保全対策の体制ですが、次のとおり、保健所及び環境保全課が水質汚濁防止法に基づき、また、家畜保健衛生所が家畜排せつ物法に基づき、監視指導や水質検査を徹底しています。

最後に、処理の経過及び結果です。請願処理結果報告をお開き願います。

一については、県関係機関が連携して事業者に対する監視指導及び事業場排水の水質検査や下流域の水質測定を定期的実施しています。なお、事業場排水の水質検査は毎月実施していますが、平成30年4月以降はすべて排水基準に適合しています。

二については、宇佐市が、悪臭規制地域等の

見直しを検討中ですので、規制地域の設定や規制方式などについて技術的な助言を行っていきます。

三については、宇佐市を窓口として県と市が連携し、協議の場の設置に向けて調整を行っているところです。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これで請願処理結果の報告を終わります。

次に、付託外案件の審査を行います。今回の陳情は3件ですが、いずれも関連しますので一括して執行部から説明をお願いします。

佐藤危機管理室長 普天間飛行場の移設についての意見書の提出について説明します。お手元の陳情文書表の1ページと委員会資料の9ページをお開きください。

今回、辺野古基地建設に関する三つの陳情文書が提出されています。陳情1と2については、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の提出を求めるものです。一方、陳情3については、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の提出を求めるものとなっています。

辺野古基地建設については、平成26年7月に代替施設建設事業に着手し、平成29年4月には、公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始しています。

我が国の安全保障や防衛政策に関しては、国の専管事項になりますが、全国知事会では、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を踏まえ、都道府県の共通理解を深めることを目的に、米軍基地負担に関する研究会を設置し、これまで6回にわたり研究会を開催してきました。

昨年7月には、施設ごとに必要性や使用状況

等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進することなど4項目からなる「米軍基地負担に関する提言」を取りまとめ、外務省、防衛省及び在日米国大使館へ要請したところです。

県としては、全国知事会から要請している提言に対する国の動きについて、今後とも注視していきたいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。この陳情について、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。生活環境部では、ジオパークの取組状況について、説明をお願いします。

宮迫生活環境部長 県内所管事務調査のまとめの説明にさき立ち、一言御礼を申し上げます。

委員の皆さまには、去る6月3日から27日まで、延べ7日間にわたり、生活環境部の本庁及び地方機関、また豊後大野市や姫島村のジオパーク、竹田市久住町石田地区の小規模給水施設などを調査いただき、誠にありがとうございました。

今回の調査では、生活環境行政の各般にわたり、様々な御意見、御指導をいただいたところです。これらについては、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させたいと考えています。

今後とも、私どもに対して、引き続き御指導のほどお願い申し上げます。

本日は、調査の際にいただいた御意見の中から、ジオパークの取組状況について担当室長から説明させます。

橋本自然保護推進室長 ジオパークの取組状況について説明します。

資料の10ページ、左側のこれまでの取組・成果のとおり、学校におけるジオ学習、県内・県外教育交流事業の実施やジオガイドの養成、現地案内看板の整備、新たな観光ツアーの造成

等の取組を進め、地域資源の活用が図られてきたところです。中でも本県の小中高生の教育活動は全国的にも高く評価されており、平成29年には姫島、豊後大野の両地域とも再認定されたところです。

一方、来訪者への案内や情報提供の改善、管理運営体制の充実等について指摘もいただいております。令和3年の再認定審査に向けた課題解決として、情報発信の充実やジオパーク活動の質の向上に取り組んでいます。

次に資料の11ページですが、特に本年11月には、第10回日本ジオパーク全国大会を姫島村、豊後大野市、大分市の3会場で開催します。この大会は、両地域を含む全国のジオパークの魅力を広く発信し、各地域の特色や文化を知るなど、知的好奇心をくすぐる仕掛けしかけを展開することで、県内両ジオパークの住民のみならず、ジオパークに対する県民の認知度を向上させ、新たなファンを獲得することを目標としています。

日程としては、10月31日から11月2日にかけて、両地域へのプレツアーや姫島村でのガイド分科会等を開催します。11月2日には、大分市のiichiko総合文化センターにおいて開会セレモニーを行い、一般市民も楽しめる内容の基調講演やパネルディスカッション、アトリウムプラザでの展示や体験ブースの設置等を予定しています。11月3日からの豊後大野会場では、分科会やセッション、小中高生の発表のほか、屋外特設会場において、ジオパークブロック別パビリオンや物産ブースを開催します。また、JR三重町駅周辺では、歩行者天国を含むみえの市を開催し、にぎわいの場とする予定です。さらに11月5日にかけて、姫島、豊後大野へのポストツアーを実施し、大会を締めくくります。

ジオパークを持続可能な取組とするため、この大会を未来につながるジオパークについて考える場として盛り上げるよう、両地域と一体となって準備を進めていきます。

森委員長 御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問などはありませ

んか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

①、②について一括して説明をお願いします。

石松県民生活・男女共同参画課長 平成30年度消費生活相談の状況と特殊詐欺への対応について説明します。

まず資料12ページ、1県消費生活センターに寄せられた相談の概要です。相談件数は3,045件で、前年度に比べ11.3%の減となっています。その中でも、契約当事者が65歳以上の方からの苦情相談は増加傾向にあり、有料動画サイトや出会い系サイトなど、インターネットのデジタルコンテンツに関する相談が上位となっています。

センターに寄せられる相談の多くは契約上のトラブルに関するものですが、契約が確認できない架空請求などを含む不当請求に関する相談もあります。この中には、面識のない不特定の者に対し、電話やメール等により現金等をだまし取る特殊詐欺に関するものも含まれ、その割合はおよそ9割前後で推移しています。その相談内容は、はがきによる架空請求やワンクリック詐欺に係るものが大部分です。架空請求の相談例としては、はがきやメールで未払の料金があるとだまし、電子マネー等で支払うよう要求されたというものです。また、ワンクリック詐欺は、無料サイトの視聴中に、会員登録画面が表示され、ついクリックしてしまったところ、会員登録されたので、登録料が必要だと金銭を要求されたというものです。

次に、2の特殊詐欺の状況です。被害は減少傾向にありますが、被害者の不安や恐怖心をあおる手口は年々巧妙化しており、県警によれば、被害額は年間2億円以上の高止まり状態となっています。特殊詐欺の手口として、親族等になりすまし、事故や事件を起こしたと告げて不安

をあおり、解決のために必要だと偽って金銭を要求するオレオレ詐欺があります。また、医療費を還付するので、すぐに近くのスーパーのATMに行き、そこからの電話を要求し、ATMの操作で金銭を詐取する還付金詐欺もあります。オレオレ詐欺と還付金詐欺の二つは高齢者の被害が多いとのこと。

今後の対策強化に向けて、県警と連携し、大分県安全・安心まちづくりの推進に関する有識者会議を設置し、学識経験者、弁護士、金融機関、老人クラブ等の方々に、様々な立場から対策について御協議いただくこととしました。会議では、効果的な広報・啓発の方法や、条例等規定の見直しなどについて御意見をいただき、対策にいかしていきたいと考えています。

河野防災対策企画課長 資料の13ページ、おおい防災アプリについて説明します。

まず目的ですが、本アプリは、スマートフォンを活用して、速やかな避難行動につなげるための情報収集ツールとして開発し、これまで運用してきた県民安全・安心メールに加え、本年4月1日から運用を開始したものです。

主な機能としては、気象警報や避難情報のプッシュ通知に加え、避難所等までのルート案内や津波浸水想定等のハザード情報の表示があります。また、熊本地震の検証等により、外国人の情報収集ツールの不足が判明したことから、日本語・英語・中国語・韓国語等の15言語に対応することとしています。

本アプリの普及・啓発の取組としては、市町村や県立学校等へチラシを配付するほか、市町防災士会や県聴覚障がい者協会等の総会において周知を図ってきたところであり、ダウンロード数は、7月19日現在で1万917件となっています。

次に資料の15ページ、防災モニター制度について説明します。

防災モニターとは、避難行動に有益な情報をおおい防災アプリの投稿機能を使って、防災士や県内在住外国人から画像、動画、コメント等により提供していただくものです。投稿内容は、河川の状況や崖崩れなどの災害情報や避難

所の開設状況などとなっています。

モニターは、日本人500名、外国人262名を目標に、県ホームページや県公式ツイッター等で募集しており、6月末までに日本人モニターとして456名、外国人モニターとして214名の方に事前申込みをしていただきました。

防災モニター制度の運用は7月1日から開始し、本登録について受け付けているところですが、7月19日現在、日本人モニターとして159名、外国人モニターとして7名の方に登録していただいております。引き続き、事前申込みをしていただいた方に本登録をしていただくよう努力します。

モニターから投稿された情報は、さきほど説明したおおい防災アプリやWebサイトで閲覧できます。なお、先週末からの大雨警報発表時には、日本人モニター3名から、番匠川の水位が分かる写真や降雨の状況の投稿がありました。

大分県民をはじめ、ラグビーワールドカップ2019おおい大会で来県される観光客の方々にもおおい防災アプリをダウンロードしていただき、災害時には、アプリの情報に加え、防災モニターから投稿される災害情報も活用していただけるよう取組を推進していきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 アプリメニューの道路規制情報というところで、実は河川のモニター、監視カメラとかもここで見られるようになっているんですが、そこにあるということが気付くようなタイトルではないために分かりにくいので、その辺改善をしていただけると。そこにマップが出るというのも分かりにくい。インターフェースの改善などは常に図っていただければありがたいと思います。

河野防災対策企画課長 アプリについては、今後いろいろ不具合等もあるかもしれませんが、随時、改善できる場所については改善していきたいと思っています。貴重な御意見ありがとうございました。

森委員長 委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

森委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に県外所管事務調査について、概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

森委員長 ただいまの説明の中で、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それではこの案で決定いたします。なお、今後、訪問先や便の予約の事情などによって行程の一部を変更せざるを得ないような場合は、私に御一任願います。

最後にほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。お疲れさまでした。